

改正案	現行
<p>（政務活動費の交付の辞退届）</p> <p>第一条の二 条例第五条第三項の規定による辞退届は、第一号様式によるものとする。</p> <p>（会派結成届等）</p> <p>第二条 条例第六条第一項の会派結成届は、第一号様式の二によるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（収支報告書等）</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十条第一項の会計帳簿は、第九号様式によるものとする。</p> <p>4 条例第十条第一項の議長が規程で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第九号様式の二による支払証明書</p> <p>一の二 略</p> <p>二 略</p> <p>三 政務活動の調査研究において調査委託を行った場合にあつては、第十一号様式の二による政務活動記録簿</p> <p>四 政務活動の研修会に参加した場合にあつては、第十一号様式の三による政務活動記録簿</p> <p>五 政務活動の研修会を開催した場合にあつては、第十一号様式の四による政務活動記録簿</p> <p>六 政務活動の広報紙の発行、発送等を行った場合にあつては、第十一号様式の五による政務活動記録簿</p> <p>七 政務活動のホームページの開設等を行った場合にあつては、第十一号様式の六による政務活動記録簿</p> <p>八 政務活動の要請、陳情活動等を行った場</p>	<p>（会派結成届等）</p> <p>第二条 条例第六条第一項の会派結成届は、第一号様式によるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（収支報告書等）</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十条第一項の支払証明書は、第九号様式によるものとする。</p> <p>4 条例第十条第一項の議長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>一の二 略</p> <p>二 略</p>

改正案	現行
<p>合にあつては、第十一号様式の七による政務活動記録簿</p> <p>九 政務活動の会議、意見交換会等に参加した場合には、第十一号様式の八による政務活動記録簿</p> <p>十 政務活動の会議、意見交換会等を開催した場合には、第十一号様式の九による政務活動記録簿</p> <p>十一 政務活動に関する会費等を支出した場合には、第十一号様式の十による政務活動記録簿</p> <p>十二 政務活動に関する事務所費を支出した場合には、第十一号様式の十一による事務所状況報告書</p> <p>十三 政務活動に関する人件費を支出した場合には、第十一号様式の十二による雇用状況報告書、第十一号様式の十三による雇用契約書及び第十一号様式の十四による賃金台帳</p> <p>十四 政務活動に関する備品代を支出した場合には、第十一号様式の十五による備品台帳</p> <p>十五 政務活動に関する葉書、レターパック、切手代等を支出した場合には、第十一号様式の十六による受払簿</p> <p>5 条例第十条各項の規定による領収書の提出は、第十二号様式による領収書等添付用紙に貼り付けて行うものとする。</p> <p>6 議長は、条例第十条各項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、第十三号様式により知事へ送付するものとする。</p> <p>(証拠書類等の整理保管)</p> <p>第六条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を</p>	<p>5 条例第十条各項の規定による領収書の写しの提出は、第十二号様式による領収書はり付け用紙にはり付けて行うものとする。</p> <p>6 議長は、条例第十条各項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の写しを、第十三号様式により知事へ送付するものとする。</p> <p>(証拠書類等の整理保管)</p> <p>第六条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を</p>

改正案

調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

現行

第十四号様式により調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。